

介護予防短期入所生活介護事業所運営規程（併設事業所型、空床利用型）

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う介護予防短期入所生活介護の事業は、65歳以上の要支援高齢者が 居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間入所していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び 精神的負担の 軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） ご利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等ご利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- （2） 相当期間以上にわたり継続して利用するご利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、ご利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
- （3） 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- （4） 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 ご利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- （5） 常にその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、その改善を図るものとする。

（事業所の名称・所在地及び定員）

第3条 この事業所の名称・所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 すみれ特別養護老人ホーム
- （2） 所在地 黒石市馬場尻南58番地
- （3） 定 員 20名
 - ・ユニット数 2ユニット
 - ・ユニットの定員 10名

（職員の職種、員数及び勤務の内容）

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は、別表1のとおりとする。

- 2 職員数は、老人福祉法、又は、介護保険法に規程する特別養護老人ホームとして必要とされる数の職員に加えて、介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有す

すみれ特養 短期入所（介護予防）

る者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業者の他の職務に従事することができるものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

- 第5条 ご利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又はご利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでご利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 3 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、そのご利用者から利用料の一部として、別表2のとおり支払いを受けるものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に、そのご利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 5 前2項の支払いを受ける額のほか、別表2に掲げる費用の額の支払をご利用者から受けることができる。
- 6 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、ご利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者の同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第6条 通常の事業の実施地域は、黒石市、田舎館村、平川市、藤崎町、青森市（旧浪岡町地区）の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第7条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第8条 現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時にご利用者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

- 第9条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

すみれ特養 短期入所（介護予防）

- 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を別途定める。

（高齢者虐待防止）

第 10 条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を別途定める。

（身体拘束廃止）

第 11 条 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束廃止について別途定める。

（損害賠償）

第 12 条 当施設のサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 緊急時等における対応方法、非常災害対策に係わる施設の対応方針については、別途 「すみれ特別養護老人ホーム防災計画」に定める。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 4 日以上にわたり継続して入所することが予定されるご利用者については、ご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 次に掲げご利用者数以上のご利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- ・当該特別養護老人ホームの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

- 3 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 4 当施設の職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるため、当施設は、あらかじめその事項を職員との 雇用契約に盛り込むものとする。

- 5 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、重要事項説明書に定めるほか、社会福祉法人すみれ会と事業所の管理者が協議して定める。

附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 19 年 10 月 1 日 一部改正

すみれ特養 短期入所（介護予防）

平成21年 4月1日 一部改正
 平成24年 4月1日 一部改正
 平成26年 4月1日 一部改正
 平成27年 4月1日 一部改正
 平成29年 4月1日 一部改正
 平成31年 4月1日 一部改正
 令和 2年 1月1日 一部改正
 令和 3年 4月1日 一部改正
 令和 5年 4月1日 一部改正
 令和 6年 4月1日 一部改正
 令和 6年 8月1日 一部改正

別表1（特別養護老人ホーム職員含）

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務内容
----	----	-----	------	------

すみれ特養 短期入所（介護予防）

施設長	1 名		1 名	施設の業務を統括管理する。
医師		1 名	0. 1 名	ご利用者の病状等を把握し、ご利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。
看護職員	3 名 以上		1 名	医師の診察補助及び看護並びにご利用者の保健衛生及び日常生活の援助に従事する。
介護職員	2 4 名 以上		2 4 名	ご利用者の日常生活の援助に従事する。
機能訓練 指導員	1 名 以上		1 名	機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
生活相談員	1 名 以上		1 名	ご利用者及びご家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
介護支援 専門員	(1 名以上)		(1 名)	施設サービス計画の作成等に従事する。
管理栄養士 又は栄養士	1 名 以上		1 名	適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。
調理員	3 名 以上	2 名 以上	4 名 以上	食品衛生に留意し、調理業務に従事する。
事務職員	1 名 以上		1 名 以上	施設長の命を受け、事務の業務をつかさどる。 庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

別表 2

区 分	金 額
-----	-----

すみれ特養 短期入所（介護予防）

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型個室)	(1) ユニット型個室 a 要支援1 日額 5 2 9 円 b 要支援2 日額 6 5 6 円
	(2) 加算 機能訓練体制加算 日額 1 2 円 個別機能訓練加算 日額 5 6 円 療養食加算 1 回 8 円 口腔連携強化加算 月額 5 0 円 サービス提供強化体制加算(Ⅰ) 日額 2 2 円 送迎加算 片道 1 8 4 円 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 自己負担額の 14.0%
滞 在 費	ユニット型個室 日額 2, 0 6 6 円
食 費	日額 1, 4 4 5 円
ご利用者が選定する特別な食事	実費(基本食事サービス費相当額を控除した額)
教養娯楽費	(1) クラブ活動の材料費 実費 (2) 行事の材料費 実費
理美容代	理 容 カット 1, 7 0 0 円 顔剃り 5 0 0 円
私物の購入	実費
家電持ち込み料	消費電力により要相談